

第 1 1 次鳥獣保護事業計画の基本指針の主な変更点について

I 基本指針について

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下、「基本指針」という）は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三条に基づき、5年おきに環境大臣が定めるもの。

都道府県知事は、基本指針に即して鳥獣保護事業計画を定める。

なお、今回の基本指針は第 11 次となり、平成 24 年 4 月～29 年 3 月までの第 11 次鳥獣保護事業計画のもととなるものである。

II 経緯及び今後の予定

(22 年度)

10 月 4 日	中央環境審議会野生生物部会において諮問
11 月 11 日	鳥獣保護管理小委員会（1 回目）
12 月 22 日	鳥獣保護管理小委員会（2 回目）

(23 年度)

4 月 25 日	鳥獣保護管理小委員会（3 回目）
5～6 月	パブリックコメント実施 都道府県担当者会議
7 月 13 日	鳥獣保護管理小委員会（4 回目） 中央環境審議会野生生物部会において答申予定
8 月半ば	告示

III 主な変更点

注：（ ）内は基本指針案の掲載箇所

1 生物多様性の保全

鳥獣の保護管理は生物多様性の保全において重要であり、生物多様性基本法や COP10 の成果を踏まえて推進。外来生物対策においても重要な役割を果たしていることを認識。これらを踏まえ、以下を変更。

- 鳥獣保護管理は生物多様性基本法の趣旨を踏まえることを規定（I. 第一. 1）
- 鳥獣保護管理が COP10 新戦略計画（愛知目標）の達成に向けて重要な要素であることに留意することを明記（I. 第一. 1）
- 鳥獣保護事業が適切に実施されなければ、シカの増加の影響による植生被害や裸地化等のように、生物多様性が損なわれるおそれがあることを明記

(I. 第一. 3. (1))

- 外来鳥獣の捕獲促進のため、有害鳥獣の捕獲許可等において外来鳥獣等については捕獲数の見直しを行うなどの措置 (II. 第四. 4 (2) ②) 他)

2 特定鳥獣の保護管理の推進

特定鳥獣の管理においては、科学的・計画的な保護管理が重要であり、特定計画の推進等一定の成果はあるものの、人材の確保と育成、個体数調整を促進するための方策等の課題も明らかになっている。新たな体制検討の必要性とともに、地域ぐるみの活動の重要性を認識。これらを踏まえ、以下を変更。

- 鳥獣被害防止特措法、生物多様性保全活動促進法との連携・活用を記載し、地域ぐるみの活動推進の必要性を記載 (I. 第一. 1)
- 鳥獣保護管理をめぐる現状と課題に、「有害鳥獣捕獲」の項を設け、地域ぐるみで有害鳥獣捕獲を図るために、狩猟者と地域住民との連携・協力や、狩猟者による技術指導等を一層推進することが重要であること、鳥獣行政と農林水産行政の一層の連携が必要であることを明記 (I. 第一. 2 (5))
- 狩猟者の確保に努めるとともに、新たな個体数調整の体制についても検討を進めることを明記 (I. 第一. 3 (2) エ)
- 効果的な個体数調整のための捕獲技術について検討及び情報収集を行い、技術ガイドライン等により普及を図ることを明記 (I. 第三. 1 (2))
- 確保を図るべき人材として、地域に応じた高度な捕獲技術を有する人材を加筆 (I. 第四. 1 (2). エ)
- 都道府県の鳥獣部局と、鳥獣被害防止特措法に基づいて被害対策を実施する市町村が連携を図る旨を明記 (I. 第十一. 1 (2) ア, イ)
- 鳥獣保護区における農林業被害対策のための捕獲を適切に実施することを明記 (II. 第二. 2 他)
- 複数人により、銃器を用いないで有害鳥獣捕獲を行う場合において、その従事者の中に狩猟免許を有しない者を補助者として含むことを認める規定の追加 (特区制度の全国展開) (II. 第四. 4 (2) ①))
- 空気銃による有害鳥獣捕獲、個体数調整のための捕獲の対象鳥獣の拡大 (II. 第四. 4 (2) ⑤) 他)

3 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等感染症対策は、生物多様性保全にも寄与するとともに、社会的経済的なニーズも大きいことから、積極的に推進。これらを踏まえ、以下を変更。

- 鳥獣保護管理をめぐる現状と課題に、「感染症」を設け、人獣共通感染症及び家畜との共通感染症について、公衆衛生、家畜、動物愛護管理行政の担当部局等と連携して実施することを加筆 (I. 第一. 2 (8))
- 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の野生鳥獣が感染し、人や家畜等に伝播しうる感染症について、鳥獣における発生状況等に関する情報収集に努め、

必要に応じて鳥獣の感染状況等に関する調査や感染防止対策等を実施する旨を明記（Ⅰ. 第十）

- 傷病鳥獣救護における感染症対策について、家畜伝染病への留意について加筆（Ⅱ. 第九. 4（3））
- 安易な餌付けの防止を図るとともに、餌付けや給餌を実施する際には、感染症の拡大、伝播につながらないように配慮することを明記（Ⅱ. 第九. 5（2））
- 感染症への対応について、高病原性鳥インフルエンザ及びその他の感染症に関する対応について加筆（Ⅱ. 第九. 6）

4 その他

時代に即した鳥獣保護管理の促進を図るため、以下を変更。

（1）愛がんのための飼養目的での捕獲

- 愛がんのための飼養目的での捕獲については、昭和 32 年の鳥獣審議会答申において「本来捕獲を禁止すべき」、昭和 53 年の自然環境保全審議会答申においても「廃止することが望ましい」とされており、現在はメジロのみが許可対象となっているが、密猟を助長するおそれが指摘されていることから、原則として許可しないこととし、今後、廃止を検討することについても明記（Ⅰ. 第十二. 4, Ⅱ. 第四. 2（2）④4, 6（4））

（2）地方分権一括法案に基づく変更

- 地方分権一括法案において、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画項目の整理等が規定されていることから、それに即して変更（Ⅱ. 第六. 7他）
- ただし、法案成立前は、一部を保留して告示を行い、成立後に改正法に基づく修正を行う。

【関係条文】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年七月十二日法律第八十八号）

第三条 環境大臣は、鳥獣の保護を図るための事業（第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項を含む。以下「鳥獣保護事業」という。）を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する鳥獣保護事業計画において同条第二項第一号の鳥獣保護事業計画の計画期間を定めるに当たって遵守すべき基準その他当該鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

三 その他鳥獣保護事業を実施するために必要な事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（鳥獣保護事業計画）

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護事業計画」という。）を定めるものとする。

（略）